

# 京都市都市計画局設計業務受託候補者選定要綱

平成14年	3月28日	都市計画局長決定
平成17年	1月1日	改正
平成19年	3月26日	全部改正
平成23年	5月17日	改正
平成27年	3月31日	改正
平成28年	4月28日	改正
令和2年	2月10日	改正
令和6年	9月12日	改正
令和8年	3月3日	改正

## (趣旨)

第1条 この要綱は、京都市執行機関の附属機関の設置に関する条例に基づき附属機関を設置する場合を除き、都市計画局が所管する建築及び建築設備設計業務（以下「設計業務」という。）について、設計の品質が公共施設の品質確保を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、設計の品質を確保し、設計業務の目的及び内容を効果的かつ効率的に実現するため、設計業務委託契約の受託者として最も適した候補者（以下「受託候補者」という。）の選定に関する必要な事項を定めるものとする。

## (適用)

第2条 この要綱は、委託を行う設計業務が、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める場合に該当するものとして随意契約を行う場合に適用する。

## (設計業務受託候補者選定委員会)

第3条 受託候補者の選定に関する審議を行うために、都市計画局内に設計業務受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、設計業務を担当する課（以下「設計担当課」という。）から設計業務に係る契約手法の予定について報告を受け、当該設計業務を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める場合に該当するものとして、第5条に規定する選定方式の採用基準に基づき、次条の選定方式（以下「選定方式」という。）を決定し、設計担当課に通知する。
- 3 委員会は、設計担当課からの依頼に基づき、プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の中から第8条各項に掲げるとおり、厳正かつ公正に受託候補者の選定を行う。
- 4 委員会は、受託候補者の選定の結果について、設計担当課及び参加者へそれぞれ通知する。
- 5 この条に定めるもののほか、委員会に関する必要な事項は、「京都市都市計画局設計業務受託候補者選定委員会設置要綱」に定める。

## (選定方式)

第4条 選定方式は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公募型プロポーザル 設計の方針や取組体制等、設計を行う施設に関する課題の解決方法等の提案を広く公募し、書類審査及びヒアリング審査を行って最も適切な者を受託候補者として選定する方式
- (2) 公募型簡易プロポーザル
  - ア 一般公募方式 設計の方針や取組体制等の提案を公募し、書類審査を行って最も適切な者を受託候補者として選定する方式
  - イ 市内公募方式 京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿に市内の中小企業とし掲載された企業を対象に、設計の方針や取組体制等の提案

- を公募し、書類審査を行って最も適切な者を受託候補者として選定する方式
- 2 委員会が特別な事情があると認めた場合は、前条第2項に関わらず前項各号に掲げる選定方式によらない方式を採用することができる。

(選定方式の採用基準)

第5条 選定方式の採用基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、委員会が特別な事情があると認めた場合は、採用基準によらずに選定方式を採用することができる。

- (1) 公募型プロポーザル 高度な専門性や技術力等を要する業務で、設計を行う施設に関する課題等を提示し、その解決方法等の提案を求めることで、特に設計者の特定が必要なもの
- (2) 公募型簡易プロポーザル
  - ア 一般公募方式 専門性が高い、又は競争性の確保が見込めない業務で、設計の実績や業務の進め方、取組体制等について提案を求めることで、設計者の知識や経験、業務の実施方針等を把握する必要があるもの
  - イ 市内公募方式 設計の実績や業務の進め方、取組体制等について提案を求めることで、設計者の知識や経験、業務の実施方針等を把握する必要があるもの

(プロポーザルの募集)

第6条 受託候補者の選定は、原則として、公募によりプロポーザルへの参加者を募り、実施する。

- 2 委員会は、プロポーザルの募集に先立って、契約の内容に応じその都度、次の各号に掲げる事項について定め、これを公開する。
  - (1) 当該プロポーザルの募集要領 (以下「募集要領」という。)
  - (2) 当該プロポーザルの評価要領 (以下「評価要領」という。)
  - (3) 技術提案書等の作成に関する説明書
  - (4) その他委員会が必要と認めた事項
- 3 募集要領には、次の事項を定めなければならない。
  - (1) 当該プロポーザルの予定スケジュール
  - (2) 当該設計業務委託の予定価格
  - (3) 当該プロポーザルの参加資格 (以下「参加資格」という。)
  - (4) 当該プロポーザルに関する問合せ先及び問合せ方法
  - (5) その他当該プロポーザルの公募に必要な事項
- 4 評価要領には、次の事項を定めなければならない。
  - (1) 当該プロポーザルの評価項目及び配点
  - (2) 当該プロポーザルで技術提案を求める事項
  - (3) 当該プロポーザルの評価方法
  - (4) その他当該プロポーザルの評価に必要な事項
- 5 委員会は、予定価格が8,000万円以上の設計業務委託に係るプロポーザルの公募をしようとする場合は、第2項に掲げる事項について、あらかじめ学識経験者等の外部有識者2名以上から意見を聴取するものとする。
- 6 前項の意見聴取の際に外部有識者から受託候補者を選定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該受託候補者を選定する際に、あらかじめ学識経験者等の外部有識者2名以上から意見を聴取するものとする。
- 7 公募型簡易プロポーザルを実施する場合は、第2項第3号及び第4号、第3項第3号から第5号まで、第4項各号に掲げる事項は、第2項の規定に関わらず、複数の契約を一括して予め定めることができる。

(外部有識者の手続等)

第6条の2 前条第5項及び第6項の規定により外部有識者を委嘱しようとするときは、委嘱を受けようとする外部有識者から、委嘱されることについて承諾を得るものとする。ま

た、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと及びその職の信用を傷つけ又は本市の不名誉となるような行為をしてはならないこと等について誓約を得るとともに、これに反する行為を行った場合には任期途中であっても解嘱することがあることについて承諾を得るものとする。

- 2 委員会は、外部有識者が前項の誓約に反する行為を行ったと認めるときは、これを解嘱することができる。

(参加資格の確認)

第7条 委員会は、プロポーザルの参加者が参加資格を満たしているか確認し、その結果を参加者に通知する。

- 2 委員会は、提出された技術提案書が次の各号に掲げる事項に該当すると認めた場合は、当該技術提案書を無効とし、前項の通知を取り消すことができる。

- (1) 技術提案書に虚偽の記載がある場合
- (2) 技術提案書に記載された、管理技術者及び設計担当主任技術者（以下「担当者」という。）が変更になる場合、又は契約締結後に担当者として当該業務に従事できなくなった場合。ただし、委員会が止むを得ない事情があると認めた場合はこの限りでない。
- (3) 技術提案書に記載された見積金額が、予定価格を超えた場合
- (4) 受託候補者の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(受託候補者の選定)

第8条 委員会は、評価要領に基づいて評価し、その結果が第1順位の者を受託候補者として選定しなければならない。ただし、当該結果を総合的に勘案し、適切に業務を遂行できると判断できない場合は、受託候補者として選定することができない。

- 2 前項の規定は、参加者が1者の場合について準用する。
- 3 委員会は、受託候補者の次点として、第1項に規定する評価の結果が第2順位及び第3順位の者を、それぞれ優先交渉権が第2順位及び第3順位の者として選定しなければならない。
- 4 委員会は、第4条第1項第1号に規定する公募型プロポーザルを採用した場合、提出された技術提案書の内容に関する確認や補足説明を受けることを目的としてヒアリングを実施し、これらの評価を行う。ただし、募集要領及び評価要領の定める方法により、ヒアリングの対象者を6者以内に選定し、その結果を参加者に通知する。

(委員会の公開)

第9条 委員会は、非公開とする。ただし、委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

(補則)

第10条 この要綱及び「京都市都市計画局設計業務受託候補者選定委員会設置要綱」に定めるもののほか、受託候補者の選定に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(関係要領の廃止)

- 2 設計業務受託候補者選定要領（平成12年6月1日改正）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。